

第511回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

【日 時】 令和2年12月7日（月）13時25分～
【場 所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会 長 川越 一男

【議事の通知事項】

- (1) 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）
- (2) まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について（諮問）

【通知年月日】 令和2年11月30日

3. 出席者

【委 員】 磯田 和志 大西 准二 小林東洋志 松本 齋 田畑 富治
濱邊 希夫 伊藤 清作 眞野 豊 川越 一男 山中チエミ

【県関係】

兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所
所 長 兼 事 務 局 長 中岸 明彦
水 産 課 長 兼 事 務 局 次 長 西野 英樹
主 任 齋藤 公司
職 員 梶原慧太郎
嘱 託 員 秋田 千里
兵庫県立農林水産技術総合センター 但馬水産技術センター
所 長 山中健志郎
兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課
主 査 谷口 健

4. 議事の経過概要

13時25分、中岸所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第101条第1項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、川越会長開会挨拶の後、但馬海区漁業調整委員会規程第11条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議長就任・議事録署名人指名

〔中岸所長兼事務局長〕

これより川越会長に議長に就任していただき、議事録署名人の指名から始めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔議長：川越会長〕

議事に先立ち、委員会規程第11条による議事録署名人として松本委員と大西委員を指名します。これより議事に入ります。

第1号議案 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）

〔議長：川越会長〕

兵庫県資源管理方針の策定について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料1-1をご覧ください。朗読します。

————— 資料1-1・諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、県庁水産課の谷口から説明します。

〔県庁水産課：谷口主査〕

県庁水産課の谷口です。私から説明します。資料1-2、1-3をご覧ください。

————— 資料1-2、1-3に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただいま説明のあった「資源管理方針」の案について、審議をお願いします。

〔田畑委員〕

この漁獲努力量の隻数、船の内容は関係ないのか。

〔県庁水産課：谷口主査〕

船の内容は関係なく、統計上あがってくるすべての漁船の隻数ということにさせて頂いています。例えば、それぞれの方で複数船をもっていますし、漁業種類で、この船はまあじ、まいわしには使わないというケースもあるのですが、ひとまずの指標としては、県全体の状況としてすべての漁船の保有の隻数、まずここを設定していこうと。

〔田畑委員〕

一本釣りでも網でも関係なしに。

〔県庁水産課：谷口主査〕

はい、関係なしに。統計上最大の数字です。

〔磯田委員〕

もちろんこれには遊漁は入っていないですよ。

〔県庁水産課：谷口主査〕

この中には遊漁は入っていない。

〔磯田委員〕

漁船登録はしていても、遊漁としては入っていないのか。

〔県庁水産課：谷口主査〕

遊漁の管理に関しては国の方も鋭意進めている。同じように国も県の資源管理方針の上位の計画、資源管理基本方針というのがあるのですが、こちらの方に遊漁の管理も別途策定していくと記載しています。遊漁の管理に関してはなかなか、兵庫県に船を泊めていて、兵庫県の海で遊漁をしている方もいれば京都府から来ている人もいるし、船を泊めている場所は別の県というケースもありますし。国の方で管理出来ないかというのでも検討されている。その中で具体的に、例えば兵庫県の中でこういうことで管理に対応していく必要があると出てきたら、場合によっては資源管理方針の方でも遊漁に対する管理という項目を増やしたりして、明確に管理にかかる必要事項を定めていく必要がある。現時点ではまだそこまで対策は、国の方も示せていない。この中には盛り込めない。漁業法改正後ですね。遊漁のことは資源管理の中でかなり話題になっていまして、国の方もかなり認識していますのでいずれ対策が増えてくるのではないかと。

〔議長：川越会長〕

他委員さんから何かありますか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：川越会長〕

「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案　　まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について
(諮問)

〔議長：川越会長〕

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について、事務局から説明をお願いします。

〔中岸所長兼事務局長〕

資料2-1をご覧ください。朗読します。

————— 資料2-1・諮問文書読み上げ —————

以上です。詳しい内容は、谷口主査が説明します。

〔県庁水産課：谷口主査〕

資料2-2、2-3をご覧ください。

————— 資料2-2、2-3に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：川越会長〕

ただ今説明のあった「漁獲可能量」の案について、審議をお願いします。

〔田畑委員〕

今説明にあった許可が県内で5167隻に対してこの577トンは、過去3年の平均だというのが。

〔県庁水産課：谷口〕

これは国TACの全体の量からシェアで割り戻した後の数字になっていまして、各県から出た漁獲の実績というのはまたこの数字とは違う。

〔田畑委員〕

577トンを目安にするということでしょうか？

〔県庁水産課：谷口〕

数量で管理する場合はそれを使ってもらっても良い。実際うちの県の場合で行きますと、例えば『まあじ』だと577トン、これが兵庫県全体の目安数量として示されているのですが、例えば平成29年だと瀬戸内海だけで549トン、日本海で100トンくらい。なので単純に目安数量に沿ってTAC管理してしまうと、平成29年の漁獲高650トンくらいになってしまうので、この中ではTAC数量を超過してしまう。なかなか目安で示された数量でTAC管理を行うというのは、まあじもまいわしも同じように難しい。では今現行水準ということで配分された県はあえて数量で管理するということが求められていませんので、その間はグループ量の管理というところでやってみよう。

〔田畑委員〕

ある程度トン数の目安はつけないといけないだろうが、何年か前にヨコワの数字を出したときにちょうど但馬沖で漁の無いときの平均で現状がわずかな量になっている。これが5000何隻という船数から570トンくらいは少ないのではないかと考えている。またあとで揉めることにならないかなと思って。

〔県庁水産課：谷口〕

ここに書いてある目安の数量は、平成29年650トン兵庫県全体であります、というのがありますが、同じように各都道府県が3カ年の漁区の実績というのを出して、その中でパーセントでシェア値を出して資源の量からTAC全体の量がこれだけだよ、という数値が出て、シェアとパーセントをかけて計算されている。単純に漁獲の3カ年平均の量が書いているわけでは無い。実際TACの数量が日本全体で資源の状況が悪くなってくると、ここに出てくる数字はどんどん小さい数字になる。なかなか目安数量をもって管理するというのが。特に今までTAC管理を行っていない魚種に関してはすぐに設定して進めていくというのが難しいと考えています。

〔中岸所長兼事務局長〕

実際に何トンくらい獲るようになったら数字が問題化するのですか。今の600トンくらいならどうでもいいのでしょうか。577トンというのもどうでもいい数字なのでしょう。1000トン超えたら数字を具体的にしないとダメなのですか、どうなるのですか。という心配されているので。この数字がどうかというのは良いのです。実際にこの数量で足りないようなこと、皆さんがヨコワみたいに我慢しないとイケない事態が近々起こりうるのかどうか、というのをお知りになりたいのですが、それはどうですか。

〔県庁水産課：谷口〕

まあじとまいわしに関しては、まずこの漁獲の目安数量が兵庫県に配分されている量というのが変わってもそこですぐ問題になることは無い。というのは、まあじやまいわしというのは全国で見たら大中巻き網とかすごい量を獲っている漁獲の方法があってそちらの方のTACの管理というのがまず大前提として、資源評価をする際に基本シェアの0.5パーセントから0.7パーセントの漁獲になる県の漁獲量が、これが仮に577トンから1000トンになったところで資源評価上影響を与える数字になるのかというと、そういったことはまずない。何万トンという漁獲がある漁港の方の漁獲量が変われば資源に影響が出るのですが、500トン600トンの世界の漁獲がある県の漁獲量が倍になったところで資源全体の評価をする際には影響を及ぼすだけあるのかというと、そこまでない。

〔田畑委員〕

安心して良いのか。それともう一つ、このトン数が日本海側で獲れないで瀬戸内海側でこれに達するくらい獲れたら、今度日本海側で獲るときに限度額いっぱいというようなことは考えてあるのか。

〔中岸所長兼事務局長〕

限度額は今はない。今までどおり操業してくださいということです。ある日突然、先程谷口がわずかなシェアだと言いましたが、ヨコワだってわずかなシェアですよ。ヨコワだって我慢しないとイケない。それはもうまいわしやまいわしの日本全国の資源状態が悪くなってきたら、577トンより数字があろうがなかろうが何らかの、皆さん全員今より我慢していかないといけないと言ったことが出てくるので、その時にどういう我慢をしていくのかというのは公平にしていくのでしょうけど、まだわかりません。まだそんな状況になっていないので。これについてはまだ我慢するような状況にないということで。安心しておいてください。しばらくは。

〔田畑委員〕

数字が出ると、今までのことが出てきて。

〔県庁水産課：谷口〕

このTAC魚種、今の魚種すべて別紙というのを作って管理していくことになるのですが、本県の場合まあじとまいわし以外にするめいかとさば類まさばごまさば、こちらの方もそのうち同じよう

に配分するに向けて設定することになるのですが、それらの魚種に関しては同じように今まで通りの操業をしてもらったら問題ないレベルになるであろうと。クロマグロ、あれだけは世界の国際約束の中で数量が決まっている魚種になってしまうので、ここだけは数量でどんなにシェアが少なくても管理をしないとイケないということはこれからも続いてしまうのですが、それ以外の魚種に関しては今のところ問題はない。今まで通り操業していただき、その中でいろいろ管理をしていただくということになる。

〔田畑委員〕

わかりました。それを聞いて安心しました。

〔大西委員〕

目安量なのですが、3年の統計といわれたでしょう。あじが獲れるときと、いわしが獲れるときは5年周期くらいだというような話を聞いているのだけど、ただあじが獲れるときはいわしが獲れない、いわしが獲れるときはあじが獲れるという周期で回っているものだと私は思っていたのですが、それが3年ということになるとエアポケットみたいなところに数字が入っているのではないかと。ヨコワと同じようなことで。ヨコワなんかでも、何回も意見を言っているが、ヨコワの獲れている量というのが、一番獲れない年を元にされたわけで。まあじにしても、いわしにしても3年という短い期間だったらそこがどうなっているかというようなことも視野に入れておかないと駄目じゃないですか。

〔県庁水産課：谷口〕

これは各都道府県の漁獲のトレンドにもよるのですが、その議論はTACを設定するときに出てくる。それは過去3カ年の方がTAC配分の量をうけている県があって過去3年で計算する方がTACの配分シェアが大きくでる、という点もあれば、過去3年でしてしまうと少なく出てしまうという意見もありますし、5年でしてほしい、もっと過去から見て欲しい、いろんな意見は出のですが今はそこを方針、考え方を考えることは出来ない。現行のTAC法に基づく管理をやっていくときに過去3カ年に設定しようとなっていてますので、漁業法改正で新たに第1回目の考え方を考える際もそこまではまだ変えられない。まずは直近3年で設定していく。同じような話は出ている。5年分数字を拾おうとか、もっと考え方を考えてほんとに直近の、資源のトレンドってありますので一番ピンポイントで適切な設定をしてほしいという意見もある。ずっと直近3カ年というわけではなくて、その年その年で検討したらどうか等。

〔中岸所長兼事務局長〕

3年というのはあくまで今時点の話ですから。この先どうなるかわかりません。実際に資源が悪くなったときにまた全然違う考えも出てくるかもしれません。先程田畑さんの質問で今は制限なく今まで通り獲ってください、ということですから逆に言えばたくさん獲れば良いのです。たくさん獲ってください。そうすればこの数字が上がる。今、去年一昨年の話で少なく設定されているのではなくて、今は自由に獲ってください。その先にもしかしたら制限がかかってくるかもしれない。

その時に物が言えるように今たくさん獲るのか、それとも獲る量を抑制していくのか、そういう判断していかないといけないかもしれないが、今この出てきた数字をどうこういう話はおかしい。それが、そもそもこの数字にしたって説明の途中にもありましたように、日本海と瀬戸内海にまたがっているからといって、対馬暖流系群とかいうので兵庫県をひとくくりする、たしかに青森や山口はわかりにくいかもしれませんが兵庫県ははっきり分けられるのですから、そのはっきり分けられないものすら、わけなくてもいいその程度にしておくと国が言っていること自体、我が県の漁獲について、今全国的にとやかく言われる状況にないということですから、今は心配せずにたくさん獲ってください。もちろん資源管理は必要ですが。遊漁の話も出てきていたが、ということであれば今このことについて特段に遊漁の数字を制限しろとか数量把握しろとか、ひょっとしたら諸刃の剣になるかもしれない。わずかの量の遊漁にとやかく言うのなら、おまえ達のも管理すると言われかねないのでその注意は必要。もちろん遊漁もマグロもありますからちゃんと管理はしていかないといけない。そこの物言いというのは非常にデリケートというか上手に立ち回らないと、ひょっとしたら後々自分たちの首をしめる事になりかねない。

〔議長：川越会長〕

いづれにしても、まいわしまあじというのは全体的な配分量は万トン単位なので、県の実績見てもわずかなものだから余り問題にしなくても良いという考えなのではないのでしょうか。今まで通りで良いというのが今の現状。先々まいわしが以前のように幻の魚になるというような状況がおきたらまたその時に考えるでしょう。他委員さんから何かありますか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：川越会長〕

意見は無いようですので、「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：川越会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第511回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第511回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に14時08分